平成２１年（フ）第３１３７号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番３―309号
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１５２号
札幌市白石区栄通13丁目７番１号　燦美亜101号
債務者　北口　英之
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６６号
札幌市豊平区月寒東２条２丁目４番72号
債務者　土居　正弘
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１９０号
札幌市中央区南20条西11丁目２番11号　永森レジデンス205号
債務者　山崎　啓子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０２号
札幌市東区北33条東16丁目３番15号　徳田タイル工業
債務者　本田忠美男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２１号
札幌市白石区北郷５条９丁目１番31号
債務者　奥田　芳惠
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２８号
札幌市北区北33条西６丁目２番30―803号　西山方
債務者　三輪　雅代（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４１号
札幌市西区発寒３条６丁目５番26号　チェリス36―202号
債務者　青木　　進
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７５号
札幌市豊平区豊平８条11丁目１番12―110号
債務者　中山　圭子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０４号
札幌市白石区栄通21丁目23番５号　コーポ斉203号
債務者　大下　和男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２７号
札幌市西区二十四軒４条５丁目３番１―303号
債務者　高橋和加奈
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３３号
札幌市中央区北６条西26丁目１番５―103号
債務者　増田由里香
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３６号
札幌市東区北19条東20丁目１番９号
債務者　小笠原郁子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８９号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目26番地７　メゾンドゥ南ヶ丘102号
債務者　五十嵐勝徳
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４０８号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目２番18号　コーポゴジラ201号
債務者　太平　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５号
群馬県安中市板鼻1346番地３　東邦亜鉛安中製錬所板鼻社員寮Ｄ棟10号室
債務者　葛西　靖典
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９７号
群馬県藤岡市下戸塚84番地３
債務者　関口　義明
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　前橋地方裁判所高崎支部